

第145期中間決算公告

平成19年12月27日

大阪市中央区西心齋橋1丁目2番4号

株式会社 関西アーバン銀行

頭取 伊藤 忠彦

中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----------|-----------------------|-----------|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 95,354 | 預 金 | 2,726,094 |
| コ ー ル ロ ー ン | 692 | 譲 渡 性 預 金 | 213,910 |
| 有 価 証 券 | 444,182 | コ ー ル マ ネ ー | 1,697 |
| 貸 出 金 | 2,600,350 | 債券貸借取引受入担保金 | 19,996 |
| 外 国 為 替 | 6,748 | 借 用 金 | 30,900 |
| そ の 他 資 産 | 8,608 | 外 国 為 替 | 165 |
| 有 形 固 定 資 産 | 29,406 | 社 債 | 56,000 |
| 無 形 固 定 資 産 | 3,005 | そ の 他 負 債 | 26,139 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 13,919 | 賞 与 引 当 金 | 1,450 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 14,014 | 退 職 給 付 引 当 金 | 4,029 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 21,559 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 406 |
| | | 預 金 払 戻 引 当 金 | 193 |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | 618 |
| | | 支 払 承 諾 | 14,014 |
| | | 負 債 の 部 合 計 | 3,095,617 |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資 本 金 | 37,040 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 8,546 |
| | | 資 本 準 備 金 | 8,546 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 52,021 |
| | | 利 益 準 備 金 | 1,599 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 50,422 |
| | | 別 途 積 立 金 | 41,400 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 9,022 |
| | | 自 己 株 式 | △ 138 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 97,469 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,303 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △ 553 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 858 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 1,609 |
| | | 新 株 予 約 権 | 27 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 99,106 |
| 資 産 の 部 合 計 | 3,194,723 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 3,194,723 |

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについて、株式は中間決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 7年～50年 |
| 動 産 | 2年～20年 |

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,374百万円であります。

8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

10. 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、前年度の下期より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。従って、前中間期は従来の方によっており、当中間期と同一の方法を採用した場合に比べ、前中間期の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ332百万円多く計上されております。

11. 預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しては、払戻時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から過去の払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を預金払戻引当金として計上しております。この変更により、当中間期発生額19百万円はその他経常費用へ、過年度分相当額174百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来の方によった場合に比べ、経常利益は19百万円及び税引前中間純利益は193百万円減少しております。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

16. 関係会社の株式総額 16,895百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 9,293百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,179百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,878百万円、延滞債権額は35,187百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は182百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,241百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,489百万円であります。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,778百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 86,558百万円

担保資産に対応する債務

預 金 1,660百万円

債券貸借取引受入担保金 19,996百万円

上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券28,562百万円、現金預け金0百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12百万円、保証金は2,081百万円あります。

25. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 684百万円

26. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
27. 社債は、劣後特約付社債であります。
28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は970百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ820百万円減少します。

29. 1株当たりの純資産額 206円81銭
30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券はございません。

子会社・子法人等株式で時価のあるものはございません。

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 (百万円) | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|-----|---------------|-------------------------|---------------|
| 株式 | 12,008 | 13,164 | 1,155 |
| 債券 | 372,314 | 372,388 | 74 |
| 国債 | 301,211 | 301,166 | △44 |
| 地方債 | 1,710 | 1,702 | △7 |
| 社債 | 69,392 | 69,519 | 126 |
| その他 | 36,503 | 37,471 | 968 |
| 合計 | 420,825 | 423,023 | 2,198 |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債894百万円を差し引いた額1,303百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内 容 | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 16,895 |
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 695 |
| 非上場債券 | 970 |
| 投資事業組合出資金 | 2,597 |

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、282,394百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが273,411百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

| | |
|-------------------|-----------|
| 貸倒引当金損金算入限度額超過額 | 13,460百万円 |
| 退職給付引当金損金算入限度額超過額 | 1,639 |

| | |
|--------------|-------------------|
| 減価償却超過額 | 338 |
| 有価証券償却否認 | 294 |
| その他 | <u>2,748</u> |
| 繰延税金資産小計 | 18,482 |
| 評価性引当額 | <u>△3,668</u> |
| 繰延税金資産合計 | 14,813 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | <u>△894</u> |
| 繰延税金負債合計 | △894 |
| 繰延税金資産の純額 | <u>13,919 百万円</u> |

34. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
35. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.81%

中間損益計算書〔平成 19年 4月 1日 から〕
〔平成 19年 9月 30日 まで〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|---------------|----------|---------|
| 経 常 収 益 | | 48,059 |
| 資金運用収益 | 37,998 | |
| (うち貸出金利息) | (34,200) | |
| (うち有価証券利息配当金) | (2,696) | |
| 役務取引等収益 | 5,786 | |
| その他業務収益 | 3,067 | |
| その他経常収益 | 1,206 | |
| 経 常 費 用 | | 38,665 |
| 資金調達費用 | 9,059 | |
| (うち預金利息) | (7,108) | |
| 役務取引等費用 | 3,353 | |
| その他業務費用 | 1,318 | |
| 営業経費 | 17,031 | |
| その他経常費用 | 7,903 | |
| 経 常 利 益 | | 9,393 |
| 特 別 利 益 | | 189 |
| 特 別 損 失 | | 274 |
| 税引前中間純利益 | | 9,307 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 5,387 |
| 法人税等調整額 | | △ 2,771 |
| 中 間 純 利 益 | | 6,692 |

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 13円96銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 13円95銭

4. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,149百万円を含んでおります。

5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額6,679百万円を含んでおります。

6. 「特別利益」には、固定資産処分益188百万円を含んでおります。

7. 「特別損失」は、過年度分相当額の預金払戻引当金繰入額174百万円、固定資産処分損100百万円
であります。

第145期中間決算公告

平成19年12月27日

大阪市中央区西心齋橋1丁目2番4号
株式会社 関西アーバン銀行
 頭取 伊藤 忠彦

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 95,771 | 預 金 | 2,723,175 |
| コールローン及び買入手形 | 692 | 譲 渡 性 預 金 | 197,410 |
| 有 価 証 券 | 427,286 | コールマネー及び売渡手形 | 1,697 |
| 貸 出 金 | 2,602,810 | 債券貸借取引受入担保金 | 19,996 |
| 外 国 為 替 | 6,748 | 借 用 金 | 40,430 |
| そ の 他 資 産 | 22,755 | 外 国 為 替 | 165 |
| 有形固定資産 | 43,448 | 社 債 | 56,000 |
| 無形固定資産 | 3,726 | そ の 他 負 債 | 36,673 |
| 繰延税金資産 | 14,322 | 賞 与 引 当 金 | 1,514 |
| 支払承諾見返 | 15,132 | 退 職 給 付 引 当 金 | 4,040 |
| 貸倒引当金 | △ 25,564 | 役員退職慰労引当金 | 414 |
| | | 預金払戻引当金 | 193 |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | 618 |
| | | 支 払 承 諾 | 15,132 |
| | | 負債の部合計 | 3,097,464 |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資 本 金 | 37,040 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 8,546 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 49,448 |
| | | 自 己 株 式 | △ 138 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 94,896 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,303 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △ 553 |
| | | 土地再評価差額金 | 858 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 1,609 |
| | | 新 株 予 約 権 | 27 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 13,132 |
| | | 純資産の部合計 | 109,666 |
| 資産の部合計 | 3,207,130 | 負債及び純資産の部合計 | 3,207,130 |

<中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書の作成方針>

以下に記載する子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

関銀リース株式会社

株式会社関西クレジット・サービス

関西総合信用株式会社

関西ビジネス株式会社

幸福カード株式会社

KUBC Preferred Capital Cayman Limited

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当事項はありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

<中間連結貸借対照表の注記>

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについて、株式は中間連結会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については、中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 7年～50年 |
| 動 産 | 2年～20年 |

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

6. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,181百万円であります。

8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

10. 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。従って、前中間連結会計期間は従来の方法によっており、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合に比べ、前連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益は338百万円多く計上されております。

11. 預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく

将来の払戻請求見込額を計上しております。

従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しては、払戻時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を預金払戻引当金として計上しております。この変更により、当中間連結会計期間発生額19百万円はその他経常費用へ、過年度分相当額174百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は19百万円及び税金等調整前中間純利益は193百万円減少しております。

12. 当行並びに国内の連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社における一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 当行並びに国内の連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額 34,449百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,179百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,720百万円、延滞債権額は36,289百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は340百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,601百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,952百万円であります。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,778百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|-------------|-----------|
| 有価証券 | 86,558百万円 |
| 貸出金 | 4,610百万円 |
| その他資産（延払資産） | 8,362百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-------------|-----------|
| 預金 | 1,660百万円 |
| 借入金 | 20,430百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 19,996百万円 |

上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券28,562百万円、現金預け金0百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12百万円、保証金は2,115百万円であります。

24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 684百万円

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,000百万円が含まれております。
26. 社債は、劣後特約付社債であります。
27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は970百万円であり

ます。
なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺して

おります。
前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ820百万円減少します。

28. 1株当たりの純資産額 201円44銭
29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券はございません。

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|-----|---------------|---------------------------|---------------|
| 株式 | 12,008 | 13,164 | 1,155 |
| 債券 | 372,314 | 372,388 | 74 |
| 国債 | 301,211 | 301,166 | △44 |
| 地方債 | 1,710 | 1,702 | △7 |
| 社債 | 69,392 | 69,519 | 126 |
| その他 | 36,503 | 37,471 | 968 |
| 合計 | 420,825 | 423,023 | 2,198 |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債894百万円を差し引いた額1,303百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれて

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内 容 | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-----------|--------------------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 695 |
| 非上場債券 | 970 |
| 投資事業組合出資金 | 2,597 |

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、293,387百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが284,403百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 企業集団内の会社に投資（子会社株式等）を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日）の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。

なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

33. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準および実務指針を適用しております。

34. スtock・オプション等に関する事項は下記の通りであります。

(1) 当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費の株式報酬費用 12百万円

(2) 当中間連結会計期間に付与したStock・オプションの内容

| 決議年月日 | 平成19年6月29日 | |
|---------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当行の取締役 10 | 当行の取締役を兼務しない執行役員 14 当行の使用人 48 |
| 株式の種類別のStock・オプションの付与数（株） | 普通株式 174,000 | 普通株式 112,000 |
| 付与日 | 平成19年7月31日 | 平成19年7月31日 |
| 権利確定条件 | 付されておりません | 付されておりません |
| 対象勤務期間 | 定めはありません | 定めはありません |
| 権利行使期間 | 平成21年6月29日 ～ 平成29年6月28日 | 平成21年6月29日 ～ 平成29年6月28日 |
| 権利行使価格（円） | 461 | 461 |
| 付与日における公正な評価単価（円） | 96 | 96 |

35. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)

9.60%

中間連結損益計算書〔平成 19年 4月 1日 から
平成 19年 9月 30日 まで〕

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-----|-----------------------|----------|---------|
| 経 | 常 収 益 | | 54,460 |
| | 資 金 運 用 収 益 | 38,167 | |
| | (うち貸出金利息) | (34,573) | |
| | (うち有価証券利息配当金) | (2,491) | |
| | 役 務 取 引 等 収 益 | 6,624 | |
| | そ の 他 業 務 収 益 | 8,460 | |
| | そ の 他 経 常 収 益 | 1,207 | |
| 経 | 常 費 用 | | 45,231 |
| | 資 金 調 達 費 用 | 8,987 | |
| | (うち預金利息) | (7,105) | |
| | 役 務 取 引 等 費 用 | 2,480 | |
| | そ の 他 業 務 費 用 | 6,116 | |
| | 営 業 経 費 | 17,878 | |
| | そ の 他 経 常 費 用 | 9,767 | |
| 経 | 常 利 益 | | 9,229 |
| 特 | 別 利 益 | | 197 |
| 特 | 別 損 失 | | 275 |
| 税 | 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 | | 9,151 |
| 法 | 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | 5,758 |
| 法 | 人 税 等 調 整 額 | | △ 2,809 |
| 少 | 数 株 主 利 益 | | 198 |
| 中 | 間 純 利 益 | | 6,003 |

<中間連結損益計算書の注記>

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 12円53銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 12円52銭

4. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,149百万円を含んでおります。

5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額8,148百万円を含んでおります。

6. 「特別利益」には、固定資産処分益188百万円を含んでおります。

7. 「特別損失」は、過年度分相当額の預金払戻引当金繰入額174百万円、固定資産処分損101百万円です。